

○職員の定数に関する条例

(昭和 47 年 5 月 1 日条例第 4 号)

改正 昭和50年 8月 5日条例第 3号

昭和53年 3月 4日条例第 2号

昭和54年 8月21日条例第 5号

昭和55年 8月11日条例第 5号

昭和56年 8月 6日条例第 4号

昭和57年12月28日条例第 2号

平成15年 3月 3日条例第 1号

平成18年10月 4日条例第 4号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 前条の職員の定数は、297 人とする。

(職員定数の配分)

第 3 条 前条に掲げる職員の定数の配分は、任命権者が定める。

(定数外の職員)

第 4 条 派遣職員及び休職職員は、前条の定数外とする。

2 派遣職員が派遣を解除された場合、又は休職職員が復職を命ぜられた場合で定数に欠員がなかったときは、欠員を生ずるまでその職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 8 月 5 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 4 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 8 月 21 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 8 月 11 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 8 月 6 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 12 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 4 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。